社会福祉法人よしだ福祉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

〇計画期間　　令和８年４月１日～令和 12 年３月 31 日までの４年間

〇目標と取組内容・実施時期

目標１：育児休業取得率　男性40%、女性 100%を目指す

〇取組内容・実施時期

●令和８年４月～　現状の取得状況を把握し、休業を行うにあたっての問題点や改善点がないか職員への聞き取りを実施する。

●令和８年５月～　取得しやすい環境にするためポスター掲示や上記の聞き取り調査の結果、検討した対策を実施する。

●令和９年4月～　毎年、前年度の育児休業取得状況を確認し、問題点や改善点を洗い出し、解決策を検討し実施する。

目標２：有給休暇取得率を 77%以上にする

〇取組内容・実施時期

●令和８年４月～　現在の有給休暇取得率 75.6%であるが、より高い取得率を目指すため、社内検討委員会にて、改善点を検討する。

●令和８年 10 月～　各事業所の管理者が個人ごとの半年の取得状況を確認し、取得が少ない職員への働きかけを行う。

●令和９年４月～　毎年、前年度の年次有給休暇の取得状況を部署別にデーター化、全体の取得率を確認し、問題点や改善点を検討し、対策を実施する。

令和８年４月１日